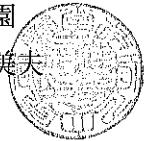


平成 19 年 3 月 30 日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 厳 殿

東京都千代田区西神田 1 丁目 2 番 10 号

学校法人 大原学園
理事長 久保 富美夫



申入書に対するご回答

第1 お申入れの趣旨

弊校の講座申込規約の中に「受講申込み後の取消、解約、休学は、申込者ご本人の死亡、疾病（医師の診断書が必要）による受講不能、これらに準ずる正当な理由がある場合に限ります。なお、取消、解約に対する精算金の計算は当校の定めに基づいた金額となります。」と規定されている部分を削除し、受講申込者による契約解除がいつでも可能であること、かつ支払済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改め、その旨を申込書等に明記すること。

第2 現在の対応

現在、講座申込規約におきましては、ご指摘の通りの文言となっておりますが、受講申込者より取消、解約、返金の旨お申し出を受けた場合、下記のように対応しております。

(講座受講前)

お支払い受講料より、事務手数料 500 円のみを頂戴して、差引額を現金・銀行振込・郵便為替にて返金しております。

(講座受講開始後)

受講者とのご相談の上、下記のいずれかの対応をしております。

- ・お支払い受講料より、受講済みの部分に相当する受講料および事務手数料 500 円を差し引き、残額を弊校開設講座で利用していただく。
- ・お支払い受講料より、受講済みの部分に相当する受講料および事務手数料 500 円を差し引き、残額を現金・銀行振込・郵便為替にて返金する。

受講済み部分に相当する受講料は、受講講義の一般単科料金を基礎に、通学講座では時の経過分、通信講座では発送終了分としております。

第3 今後の対応

講座申込規約を下記内容に変更して参る所存でございます。

(取消、解約、休学、返金について) の規約

受講申込後の取消、解約、休学、返金（以下「解約等」という。）は、受付等にお申し出ください。ご相談の上、解約等に応じさせていただきます。

(返金金額について) の規約

・講座受講前

通学講座においては第1回目の講義開始前、通信講座においては第1回発送前の返金につきましては、受取受講料より事務手数料500円を差し引いてご返金いたします。

・講座受講開始後

通学講座においては第1回目の講義開始後、通信講座においては第1回発送後の返金につきましては、受取受講料より、受講済み部分に相当する受講料および事務手数料500円を差し引いてご返金いたします。

受講済み部分に相当する受講料は、パック受講料または単科受講料を基礎に通学講座では時の経過分、通信講座では発送終了分として算定いたします。

(規約適用開始時期)

返金金額の計算における受講済み部分に相当する受講料につきまして、講座・受講形態・お申込方法別に計算方法を策定し、策定完了講座より直ちに運用を開始いたします。

なお、パンフレットに記載の講座申込規約に関しては、上記返金金額計算方法の策定後、パンフレット作成の都度、順次変更の予定でございます。

以上